岡山県住宅確保要配慮者居住支援法人の残置物処理業務認可等（準備行為）に関する要綱

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この要綱は、令和７年10月１日に施行予定の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第43号。以下「改正法」という。）が円滑に施行されるための準備行為として、岡山県が改正法第61条第１項の規定による残置物処理業務の認可等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請）

第２条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「既存法人」という。）のうち、第42条第４号に掲げる附帯業務等として「残置物処理等業務」に該当する業務を行っている既存法人は、改正法の施行日以降、改正法第62条第５号の業務（以下「残置物処理業務」という。）について新たに委託を受けて実施する場合、改正法第61条第１項の業務の変更認可及び改正法第64条第１項の残置物処理等業務規程の認可を受けなければならない。

**第２章　残置物処理等業務の認可等**

（変更の認可）

第３条　改正法第61条第１項の規定により残置物処理等業務に係る認可を受けようとする既存法人は、残置物処理等業務変更認可申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（認可の通知）

第４条　知事は、前条の申請に対する認可をしたときは、残置物処理等業務変更認可通知書（様式第２号）により速やかに既存法人に通知しなければならない。

また、前条の規定による変更は、知事が、残置物処理等業務に係る変更通知（様式第３号）により申請者が主に活動を予定している市町村に通知する。

**第３章　残置物処理業務規程の認可等**

（残置物処理等業務規程）

第５条　改正法第64条第１項の規定による認可を受けようとする既存法人は、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。また、改正法第64条第３項の規定によりこれを変更しようとするときは、残置物処理等業務規程変更申請書（様式第５号）を提出しなければならない。

２　知事は、前項の認可申請又は変更申請

に対する認可をしたときは、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第６号）により速やかに既存法人に通知しなければならない。

（変更命令）

第６条　改正法第64条第４項の規定による変更の命令は残置物処理等業務規程変更命令書（様式第７号）により行う。

（変更報告）

第７条　前条の規定により、残置物処理等業務規程の変更を命じられた既存法人は、速やかに変更を行い、残置物処理等業務規程変更報告書（様式第８号）を提出することにより、その結果を知事に報告しなければならない。

**第４章　その他**

(その他)

第８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附則

　この要綱は令和７年７月１日から施行する。